

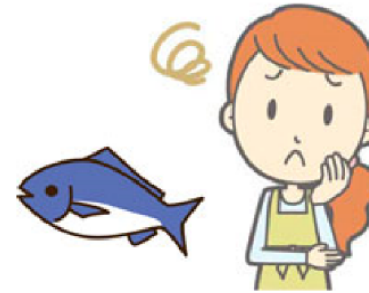
広報とやま 令和3年(2021年)3月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した悪質商法に注意しましょう。

【事例】

遠方の業者から、「25年前に魚介類を購入した名簿が残っており、電話をかけた。現在、コロナの影響で経営が苦しいので、魚介類を購入してほしい。」と電話があった。何度も断ったが、一方的に送ると言って電話を切られた。もし届いたら、どうすればよいか。



【アドバイス】

- 電話勧誘で一方的に商品を送りつけられたときは、送り主の名称や所在地などをメモし、受取拒否しましょう。
- 商品を受け取っても、代金を支払う必要はありません。受け取りから14日間経過した場合は、自由に処分してよいとされています。
- 商品の購入を承諾してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から8日間は、クーリング・オフ（無条件解除）をすることができます。

相談受付時間 (土) (日) (祝) (休) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始およびCiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047